

中之条町同窓会支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同窓生の親睦を図るとともに、独身の男女の出会いの場を創出するため、町内の小学校、中学校の卒業生が開催する同窓会に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象の同窓会)

第2条 補助金の交付対象となる同窓会は、小中学校の学年、学級(複数の学級で行うものを含む。)単位で開催する同窓会とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(1) 町内の飲食店、宿泊施設等又はパソコン等を利用しオンラインで開催するもの。

(2) 参加者の年齢は25歳から40歳未満・男女混合で行うもの。

(満25歳になる年度及び満40歳になる年度で開催されるものは補助対象とする。)

(3) 10人以上で開催し、そのうち概ね3分の1以上が独身であること。

(交付の条件)

第3条 補助金は、同窓会において、町が進める少子化対策等、諸施策のパンフレット等を配布し、情報提供を行うことを交付の条件とする。

(補助金の額)

第4条 補助単価は、次の各号に定める額とし、80,000円を上限とする。なお、同じ単位で行う同窓会への補助金交付は3年度に1回を限度とする。

(1) 町外参加者1人につき2,000円を補助する。

(2) 町内参加者1人につき1,000円を補助する。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に定める経費とする。

(1) 飲食店、宿泊施設等で開催するときは、飲食費、宿泊費、消耗品費及び通信運搬費。

(2) オンラインで開催するときは、地場産品等の購入費（町ふるさと感謝券取扱店で購入したものに限り）及び通信運搬費。

(3) その他、町長が必要と認めたもの。

(補助金の申請)

第6条 補助金の申請をしようとする同窓会の代表者(以下「幹事」という。)は、同窓会開催日の7日前までに、同窓会支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に規定する添付資料を町長に提出しなければならない。

(1) 出席予定者名簿(住所、年齢、既婚・未婚別、現在の居住地がわかるもの)

(2) 収支予算書

(3) 同窓会開催案内状の写し

(交付の決定および通知)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、

補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付決定し、同窓会支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により幹事に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の決定を受けた幹事は、同窓会の開催後30日以内または補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、中之条町同窓会支援補助金実績報告書(様式第3号)及び請求書(様式第4号)に次の各号に規定する添付資料を町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿(住所、年齢、既婚・未婚別、現在の居住地がわかるもの)
- (2) 収支決算書
- (3) 出席者全員が分かる集合写真等
- (4) 対象経費にかかる領収書の写し

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中之条町同窓会支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 町長は、第7条の規定による交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該事業を中止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為によって交付を受けたとき。
- (3) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (4) その他町長が補助をすることが不相当と認めるもの

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、災害等町長がやむを得ないと認める理由により、当該事業を中止・中断した場合についてはこの限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。